

岐阜アグリ

平成21年度

vol.11

マネージメント通信

■編集・発行 岐阜県担い手育成総合支援協議会

岐阜市薮田南 5-14-12 岐阜県シンクタンク庁舎 2階 ☎ 058-268-2527

農地制度が変わりました！

「所有」から「利用」へ

「農地法等の一部を改正する法律」が第171回国会で成立、6月24日に公布され、12月15日に施行されました。

食料の安定供給を図るための重要な生産基盤である農地について、転用規制の厳格化等によりその確保を図るとともに、農地の貸借に係る規制の見直し、農地の面的な利用集積を図る事業の創設等によりその有効利用を促進することを目指しています。

また、改正農地法では、農地の所有権や貸借権がある人は、きちんと耕作するという責務が明記され、耕作できない場合は、担い手に貸すなど、適正かつ効率的に利用しなければなりません。

農地制度の見直し

(農地法、農業経営基盤強化促進法、農振法、農協法)

これ以上の農地の減少を食い止め、農地を確保



農地を貸しやすく借りやすくし、地域との調整のうえ最大限に利用



制度見直しの視点とは…

転用期待の抑制

貸借等による利用の促進

国内の食料生産の増大を通じ、国民に対する食料の安定供給を確保



農地を貸しやすく借りやすくし、

農地が借りやすくなります

農地利用集積円滑化団体が設けられます

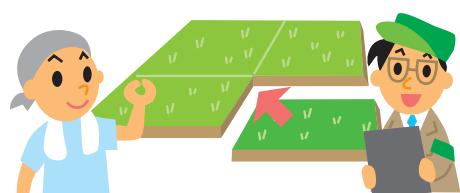
農地がバラバラに点在していると、作業効率が悪いことから、面的にまとめるこことによって利用効率を高めるため、各市町村にその役割を担う団体を設けます。



※団体は、市町村・JA・担い手育成総合支援協議会などが円滑化団体になります。

農地の所有者の委任により集積を進めます

農地利用集積円滑化団体は、農地の所有者の委任を受け、代理して担い手等へ農地の貸付をします。



関連事業

面的集積に10aあたり8,000円の交付金！
～農地確保・利用支援事業～

集積組織から
県協議会への
交付申請期限

3月5日

面的集積交付金

集積組織が所有者の委任を受けて6年以上の利用権設定等により集積する農地面積に応じて交付金を交付

集 積 組 織：市町村、農業協同組合、土地改良区、
地域担い手育成総合支援協議会

集 積 対 象 者：認定農業者、特定農業法人、集落営農組織

団 地 要 件：集積後1ha以上のまとめた農地になること

交 付 金：集積組織に対し8,000円(上限)／10aを交付する

交付金の使途：集積農地の所有者又は集積対象者への交付、集積農地を利用する
ために必要な機械・施設の整備等

※平成21年度限りの事業です。

問い合わせ

■岐阜県担い手育成総合支援協議会
岐阜県農業会議 担い手支援課(千村、堀口)

058-268-2527

地域との調整のうえ最大限に利用

相続税納税猶予適用農地が借りられるようになります

これまで20年自作で納税免除となりましたが、この改正により、農業経営基盤強化促進法に基づいて担い手等に農地を貸し付けても、相続税納税猶予が継続するようになります（市街化区域内農地は除く）。ただし、農地としての利用を終身継続する必要があります。



共有農地も借りやすくなります

相続等で複数の人により共有されている農地を、担い手等に対して貸借期間が5年以内の利用権を設定する場合は、共有持ち分の1／2を超える同意があれば貸すことができます。※市町村がつくる農地の集積計画の中へ入れることが必要となります。



貸借規制が緩和されます

農地の貸借については、農地を適正に利用していない場合に、貸借を解除できる旨の条件が付された契約で、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に、農業経営を継続的・安定的に行うと見込まれる「農作業従事者以外の個人」「農業生産法人以外の法人（業務執行役員のうち1人以上の者が耕作等の事業に常時従事）」にも途が開かれました。



農業生産法人の要件が緩和されます

農作業を委託する人も農地を貸している人と同等の取り扱いとなるため、集落営農の法人化が進めやすくなります。

また、関連事業者の議決権は、1事業者当たり1／10以下の制限を廃止し、一定の要件を満たす関連事業者の場合には、議決権の合計の上限を1／2未満に拡大されました。



かけがえのない農地を再生しましょう！ ～耕作放棄地再生利用緊急対策交付金～



事業対象者：農業者または農業者等の組織する団体、地域耕作放棄地協議会

重機等が必要な 再生作業を支援

農地を再生
するには費用が
かかるよ。



荒廃の程度に応じて **3万円**
又は **5万円 / 10a** を補助。
重機等を用い本格的な再生作業を行う場合は費用
の 1/2 を補助

重機を用いる場合でも直
営で施行することで、自己
負担額を圧縮できます

農地利用者の初期投資 を支援

初期投資も大変だよ。



- ◆農業用機械の購入(地域協議会
が取得) やリース
- ◆農業用施設(ハウス、果樹棚等)
の整備
については経費の **1/2** を補助
- ◆土づくりには、**2.5万円 / 10a** (最
大2年間) を補助
- ◆作物の作付けには、**2.5万円 / 10a**
(1年間) を補助

農地利用者の育成等 を支援

技術や経営の
研修も必要だよな。



- ◆JA等の農業関係
団体や農業法人等が
新規就農者等に対し
て行う研修費用を補
助(**定額**)
- ◆経営相談や加工品
試作等も支援(**定額**)

問い合わせ

■岐阜県耕作放棄地対策協議会
岐阜県農業会議 経営支援課(富岡、森井)

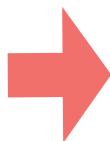
☎ 058-268-2527

農地の相続は届け出をしましょう

相続等により農地を取得した人は、農業委員会に届出が必要となります。
(届出をしなかったり、虚偽の届出をした人は、10万円以下の過料に処せられます)



農地を相続したら…



農業委員会へ届け出よう！

※農地法等改正内容の詳細は、同封の「農地制度 ここが変わった！<概要版>」をご覧下さい。

農地法に関する 問い合わせ

■岐阜県農業会議(三浦・田中)

☎ 058-268-2527